

青森県報

第二千五百五十二号

平成十五年三月二十六日(水曜日)

目次

規 則

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則	文化・スポーツ振興課	一
青森県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	環境政策課	二

告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更	(市) 振興課	二
一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	(環境) 政策課	二
産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	(同)	三
食鳥検査の指定検査機関への委任	(薬務) 衛生課	四
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(団体) 経営課	四
家畜伝染病の発生	(畜産) 課	四
保安林の指定解除予定	(林政) 課	五
青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の一部改正	(都市) 計画課	五
大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営) 振興課	五
土地立入の通知	(監理) 課	六

規 則

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十七号

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則

青森県景観条例施行規則(平成八年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第五号中「第十四条第三項又は第十五条第三項」を「第九条第三項又は第十条第三項」に、「第十七条第三項又は第十八条第三項」を「第十三条第三項又は第十四条第三項」に、「第二十条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第十条第一号を次のように改める。

一 日本郵政公社

第十条第三号を次のように改める。

三 雇用・能力開発機構

第十条第十五号を次のように改める。

十五 社団法人青い森農林振興公社

第十条中第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十八号

青森県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

青森県浄化槽法施行細則（昭和六十年十月青森県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「浄化槽法第十条第二項の技術管理者を置くべき浄化槽の規模を定める政令（昭和六十年政令第二百四十五号）」を「浄化槽法施行令（平成十三年政令第三百十号）」に、「昭和六十年建設省令第十一号）及び」を「昭和六十年建設省令第十一号）」に改め、「昭和六十年^{厚生省}建設省^令第一号）」の下に「及び浄化槽設備士に係る講習等に関する省令（平成十三年^{国土交通省}環境^省令第四号）」を加える。

第二条の見出しを「（書類の経由）」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「青森県土整備部監理課」の下に「及び県土整備事務所総務室」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、川内町長から川内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を川内町大字宿野部字宿野部に編入する旨の届出があったので、同法

第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

下北郡川内町大字宿野部字宿野部一一の一、一一の一、一一の一、一一の一、一一の一、一一の一及びこれらの区域に介在する水路である国有地の地先公有水面埋立地 九、二一九・〇七平方メートル

青森県告示第百八十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

大平洋金属株式会社

2 住所

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

3 代表者の氏名

代表取締役 城井 徹

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

八戸市大字河原木字海岸二〇番二、二二番二

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（焼却施設）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

燃え殻、ばいじん

五 申請年月日

平成十四年十二月二十五日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影

響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

八戸市生活環境部環境保全課

八戸市生活環境部清掃事務所

2 期間

平成十五年三月二十六日から同年四月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年五月十日

2 提出先

〒〇三〇・八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第百九十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

大平洋金属株式会社

2 住所

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

3 代表者の氏名

代表取締役 城井 徹

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

八戸市大字河原木字海岸二〇番二、二一番二

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、動植物性残さ(貝殻類に限る。)、ばいじん

五 申請年月日

平成十四年十二月二十五日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

八戸市生活環境部環境保全課

八戸市生活環境部清掃事務所

2 期間

平成十五年三月二十六日から同年四月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成十五年五月十日

2 提出先

〒030・八五七〇 青森市長島二丁目一番一号
青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第百九十一号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二十一条第一項の規定により次のとおり指定検査機関に同法第十五条第一項から第三項までに規定する検査(以下「食鳥検査」といふ。)を行わせることとしたので、同法第二十四条第一項の規定により公示する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 指定検査機関の名称

社団法人青森県獣医師会

二 指定検査機関の主たる事務所の所在地

青森市松原二丁目八の二

三 指定検査機関の食鳥検査の業務を行う事務所の所在地

八戸市根城六丁目二の二二

四 指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務

食鳥検査の全部

五 指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務の開始の日

平成十五年四月一日

青森県告示第百九十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する

要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区	分
三戸郡階上町大字道仏字神山六の一 上長根 梅 雄	階上区域		1	小型定置漁業
三戸郡階上町大字道仏字浜久保二七の五三 荒 谷 源 治				
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の二 小 角 陽 市	深浦区域		1	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行つ
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町二九五 二 階 初 雄				
上北郡東北町字船ヶ沢五三の六 沼 邊 武 志	小川原湖区域		1	底びき網を使用し、しじみ漁業
上北郡東北町字古屋敷一の二 沼 山 隆				

青森県告示第百九十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の疑似別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	三	上北郡天間林村	平成十五年三月二十五日
		疑似	一	上北郡東北町	〃

青森県告示第百九十四号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 解除予定保安林の所在場所
北津軽郡市浦村大字相内字相内五四五、五四六の一
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由
指定理由の消滅

青森県告示第百九十五号

昭和五十一年六月十九日青森県告示第四百六十一号（青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

第一号3の(一)中「一般国道百二号交点（十和田市大字三本木字野崎四〇の三六一）から十和田市」を「十和田市大字伝法寺字上伝法寺三二の一から同市」に改め、同3の(二)中「同大字字小夜六七四の一」を「同町大字赤石町字砂山二三九の八」に改め、同3の(七)中「県道屏風山内真部線交点」を「東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二五」に改め、同3の(八)中「村道市柳総合公園線交点」を「上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下二九の一六四」に改め、同号4中「次に掲げる道路」の下に「又は鉄道」を、「路肩端」の下に「又は路盤端」を、「の区域」の下に「（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた商業地域を除く。）」を加え、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 一般国道百一号（津軽自動車道の区間に限る。）
第一号4に次のように加える。

(四) 東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線（県内全線）
第一号1中「（昭和四十三年法律第百号）」を削る。
第三号2に次のように加える。

(五) 青い森鉄道株式会社青い森鉄道線

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）県民生協三内店
青森市大字三内字丸山一一の七
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森県民生活協同組合
青森市大字羽白字沢田三〇一の一
理事長 井筒智義
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森県民生活協同組合
青森市大字羽白字沢田三〇一の一
理事長 井筒智義
- 四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年十一月十四日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四〇四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

九八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一七七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時（日祝祭日午前九時、年間五日午前七時）

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時（年間五日午前六時五十分）から午後九時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後六時まで

八 届出年月日

平成十五年三月十三日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年三月二十六日から同年七月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年七月二十六日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地立入の通知

日本鉄道建設公団から、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木村守男

一 起業者の名称

日本鉄道建設公団

二 事業の種類

東北新幹線建設工事及び附帯工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

市町村名	大字名	字	名
駒込	深沢、桐ノ沢		

青
森
市

新 城	新 田	石 江	三 内	細 越	高 田	荒 川	金 浜	上 野	野 木	新 町 野	合 子 沢	横 内	四 ッ 石	大 矢 沢	田 茂 木 野	幸 畑
平岡、福田	忍	平山、江渡、高間	丸山、沢部	種元、栄山	日野、朝日山	筒井、品川	伊吹、稲田、船岡	山辺、有原	野尻	菅谷	山崎、松森	八重菊、猿沢、鏡山、亀井、桜峯	前岳、里見	里見	田茂木沢	阿部野

林 上 北 郡 天 間 村	町 上 北 郡 七 戸	町 上 北 郡 上 北	町 上 北 郡 六 戸	町 上 北 郡 下 田	町 三 戸 郡 五 戸	十 和 田 市				八 戸 市					
天間館		新 館	大 浦	折 茂	犬 落 瀬	上 市 川	立 崎	八 斗 沢	大 沢 田	豊 ヶ 岡	市 川 町	河 原 木	尻 内 町	長 苗 代	油 川
作田道、高井名、底田、倉越	狝花、膝森、寒水、大沢、荒熊内、鶴尻平、放森、治部袋、白岩	有野部、八幡、赤平、中田	久保頭、豊畑、大浦山、大坊頭、菅林	沖山	柴山、坪毛沢、通目木、七百、根古橋、権現沢、南平、岡沼、沼久保	石吞、大タルミ	山ノ外、押付	砂土路	蒼前、鍋久保、左ノ田、葉ノ木谷地、牛鍵、橋場、有信山	豊ヶ岡	長者久保、和野前山、尻引堤沢、鍋沢尻、小鍋下、轟木前谷地、田ノ沢下、中川原、上川原、高丁場、轟木、赤坂下、稻荷後	前谷地、大谷地、蝦夷館、平、箕子渡、程ノ沢、見立山、大タルミ、高森	下谷地、善右工門堰	上碓田、天狗柳	柳川、実法、千刈、岡田、中道

四 立ち入るうとする期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭